

仮処分の第1回審尋(しんじん:仮処分の裁判ではこのように言うのだそうです)が長崎地方裁判所にて行われました。

この日は、債権者(久木野教授)の仮処分申立書、および前日11月19日に提出された債務者(長崎県公立大学法人、同代表者理事長 太田博道)の答弁書を確認し、次回の期日を決めて終わりました。